

## 目 次

推進背景

基本方向

政策目標および重点推進課題

1. 出産・養育に対する社会的責任の強化
  - 1-1 子育て家庭の経済的・社会的負担の軽減
    - 1 嬰幼兒保育・教育費支援の拡大
    - 2 放課後学校拡大等の私教育費負担の軽減のための支援
    - 3 子育て家庭に対する租税および社会保険優遇措置の拡大
    - 4 子育て家庭に対する住居安定支援
    - 5 国内養子縁組の活性化
    - 6 子育て家庭に対する児童手当の支給
  - 1-2 多様で質の高い育児支援インフラの拡充
    - 1 育児支援施設の拡充を通じた保育需要の充足
    - 2 民間保育施設サービスの改善
    - 3 需要者中心の多様な育児支援サービスの拡大
  - 1-3 妊娠・出産に対する支援の拡大
    - 1 母性および嬰幼兒健康管理の体系化
    - 2 不妊夫婦の支援
    - 3 産母介護士の支援
2. 家族親和・両性平等社会文化の造成
  - 2-1 仕事と家庭の両立環境の造成
    - 1 産前後休暇給与等の支援の拡大
    - 2 育児休職制度の活性化および勤労形態の柔軟化
    - 3 出産・育児期以後の労働市場復帰の支援
    - 4 家族親和的企業認証制導入等の職場文化改善
  - 2-2 学校・私教育の強化および家族文化の造成
    - 1 家族価値観確立のための学校教育の強化
    - 2 家族価値観確立のための私教育の強化
    - 3 親密で平等な家族生活文化の造成
3. 健全な未来世代の育成
  - 3-1 児童・青少年の安全な成長環境の造成
    - 1 児童の事故予防のための社会基盤の造成
    - 2 児童虐待の予防および放任児童保護体系の強化
    - 3 学校暴力の予防・根絶対策の強化
  - 3-2 児童・青少年の健全な成長のための社会的支援システムの確立
    - 1 地域社会の児童・青少年保護機能の強化
    - 2 児童の権利保護のための社会システムの構築
    - 3 児童・青少年の創意性向上のための文化芸術教育の支援
    - 4 有害環境からの青少年の保護
    - 5 学校の健康管理機能強化のための与件の造成

## 推 進 背 景

□子を生み育てることを希望する国民が出産を中断・放棄するのは、主に社会・経済的制約に起因

- ・出産年齢帯男女の希望子ども数は2名内外だが、'05年の合計出産率は1.08に過ぎない
- ・特に為替危機以後、社会・経済的不安定が深化し、急激な出産率下落と超低出産減少が持続
  - ・青年の失業と非正規職の増加等、雇用状態が悪化し家計所得が不安定になり、結婚の延期および出産の中断・放棄が増加

□保育・教育費等の養育費用の負担が増加し、保育インフラの不足とともに妊娠・出産と関連する社会的支援も不十分な状態

- ・既婚女性（20～44歳）の出産中断事由のうち保育・教育費負担が占める比率が29.8%に達する（韓国保健社会研究院、『2005年度全国結婚および出産動向調査』、2006）
- ・保育施設は持続的に増加しているが、子育て家庭の多様な受容には対応できずにいる実情
  - ・0～2歳の子を保育施設に入れることを希望する女性が、実際に保育施設を利用する比率は約30%で、嬰兒保育施設が大幅に不足
  - ・1子を持つ専門・事務職女性の19.8%が、保育インフラ不足を理由に第二子出産を忌避
  - ・晩婚および高齢出産、ストレスによる妊娠消耗率と不妊症が増加しており、母性と嬰幼兒に対する体系的な健康管理支援制度が必要

□女性の経済・社会活動が増加しているが、これを支えられる家族親和的・両性平等的な文化が定着していない

- ・結婚と出産が集中する年齢層で女性の経済活動参加率が増加
  - ・25～29歳女性の経済活動参加率が95年の47.9%から'05年には65.9%に増加し、30～34歳の場合も47.6%から50.1%に増加
- ・産前後休暇給与に対する社会的負担水準が低調
  - ・産前後休暇期間90日中、30日分の給与のみ雇用保険から負担しており、企業の負担が重いのが実情
- ・育児休職給与水準が低く、全日制でだけ運営しており、育児休職の活用度が低い実情
  - \* 育児休職対象者の26%だけが育児休職を利用('05)
  - \* 育児休職利用者の84%が時間制育児休職を希望（韓国労働研究院、『育児休職実態調査』、2003）
- ・家族親和的・両性平等的職場文化の不足により、出産前後の就業女性の経歴断絶を減らせる勤労与件が不十分
  - \* 勤労女性（20～44歳）の49.9%が第一子出産前後に経歴断絶を経験（韓国保健社会研究院、『2005年度全国結婚および出産動向調査』、2006）

□未来社会の主役である児童と青少年が、身体的・精神的に安全で健康に成長できる社会的体系の構築が不十分

- ・社会経済的両極化の深化、家族解体の増加、児童虐待・暴力の増加等により、児童と青少年の安全な成長を阻害する要因が急増
- ・急激な生活環境の変化により、児童と青少年が有害環境に露出される事例が頻発しているが、児童と青少年が健康な社会人として成長できるよう保護する汎社会的努力が不足

## 基本方向

□出産と養育に有利な環境を造成するため、①出産・養育に対する社会的責任の強化、②家族親和・両性平等の社会文化の造成、③健康な未来世代の育成を主要重点推進課題に選定

- ・出産に対する個人と家族の意志決定を尊重しつつ、育児環境の改善を通じて低出産・高齢社会に対応する出産率確保政策を推進

### ①出産・育児に対する社会的責任の強化・推進

- ・子育て家庭の経済的負担を緩和するため、育児費用の直接的支援、放課後学校の大幅拡大等の制度的支援策を策定・施行
  - ・子どもが多い家庭が経済的・社会的に安定した生活を営めるよう、多様なインセンティブを導入
  - ・国内養子縁組を活性化できるよう、里親に対する支援を強化
- ・国公立保育施設および職場保育施設等の育児支援施設の拡充、民間育児支援施設のサービス改善への支援ならびに質的管理の強化
  - ・父母が勤務時間等の職場与件による心配なしに子どもをまかせられる、需要者中心の多様なサービスの提供を拡大
- ・母性および嬰幼児の健康に対する支援を拡大することで、健康で幸福な妊娠・出産環境を造成
  - ・母性と嬰幼児に対する体系的な健康・栄養管理システムを構築
  - ・出産を希望するが不妊問題で悩む家族のため、不妊施術費用を支援
  - ・産母の産後の肥立ちと新生児の世話を支援し、産母の健康回復と初期育児負担を緩和

### ②個人と家族、社会がともにする家族親和的・両性平等的社会文化の造成

- ・「仕事」の中断または放棄なしに職場生活と育児を並行できる与件の造成
  - ・産前後給与に対する国家支援拡大等の母性保護の強化
  - ・育児休職制度の多様化、勤労形態の柔軟化等で出産・育児期以後の職場復帰が容易になるようにし、女性の経済活動参与を推進
  - ・家族親和的企業経営モデルを開発し、勤労者の仕事と家庭の両立に寄与する優秀企業に対して認証を付与し、家族親和的な職場文化を造成
- ・学校・家庭・社会で家族の価値と両性平等に対する教育および広報の強化
  - ・家事と子育ての責任が女性に集中しないよう、家事労働の分担および性平等を内容とする教育・広報を持続的に推進
  - ・家族員間の紐帯を強化するため、家族生活教育プログラムを提供し、家族単位の余暇文化を支援

### ③未来世代育成のための社会的投資を拡大し、児童と青少年が安全で健全に成長できる基盤を造成

- ・児童と青少年に安全な成長環境を提供し、各種の事故から保護
  - ・児童虐待・放任と学校暴力等に対する予防システムの強化
- ・児童の管理・保護のための社会システムを構築し、急増する有害環境から児童と青少年を保護
  - ・児童・青少年の健康な成長・発達のため、家庭・学校・地域社会・国家がともに参与する協力体系を構築

# 政策目標および重点推進課題

## 1. 出産・子育てに対する社会的責任の強化

### 1-1 子育て家庭の経済的・社会的負担の軽減

#### 1 嬰幼兒保育・教育費支援の拡大

##### ア. 現況

- ・満0～4歳児の差等保育・教育費，満5歳児の無償保育・教育費，農家の嬰幼兒養育費等を支援
- ・低所得層中心の支援で体感も低調
- ・子育て家庭の所得に占める保育・教育費支出は平均8.3%で，これにより経済的負担を感じる世帯の比率が58.1%に達する

〈嬰幼兒保育・教育費支援の現況〉

| 区分                 | 支援対象世帯                               | 支援水準                                                       | (06年基準)<br>対象者数<br>(千名) |
|--------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 満0～4歳児<br>差等保育・教育費 | 都市勤労者世帯の月平均所得の70%以下                  | 所得階層により保育・教育費の100, 70, 40%<br>保育・教育費の全額                    | 562<br>(407+155)        |
| 満5歳児<br>無償保育・教育費   | 都市勤労者世帯の月平均所得の90%以下                  | 保育施設・私立幼稚園，月158千ウォン<br>(国公立幼稚園，月53千ウォン)                    | 296<br>(154+142)        |
| 2子以上<br>保育・教育費     | 都市勤労者世帯の月平均所得の100%以下(第2子から)          | 保育・教育費の30%                                                 | 40<br>(30+10)           |
| 障害児<br>無償保育・教育費    | 保育施設利用障害児(満12歳以下)<br>幼稚園利用障害児(満5歳以下) | 保育料全額(月350千ウォン)<br>教育費全額(私立幼稚園，月200千ウォン<br>国公立幼稚園，月53千ウォン) | 15<br>2                 |
| 農家<br>嬰幼兒養育費       | 農地所有5ha未満                            | 保育・教育費の50%<br>(満5歳児は100%)                                  | 27                      |
| 農業従事女性             | 農地所有5ha未満                            | 保育・教育費の25%<br>(満5歳児は50%)                                   | 48                      |

\* ()内の対象者数は，保育施設利用児童+幼稚園利用児童

\* '06年都市勤労者世帯の月平均所得(4人基準)：353万ウォン

- ・児童の特性と父母の所得水準等により保育・教育費支援対象の選定基準と支援金額が差等適用
- ・満0～4歳嬰幼兒の場合，都市勤労者世帯の月平均所得の70%以下の世帯を対象に差等支援

- 就学準備等の育児支援施設利用の欲求が高い満5歳児童に対しては、都市勤労者世帯の月平均所得の90%以下の世帯まで全額を支援
  - 幼稚園に準ずる教育と併せて有する幼児美術学院を幼児教育委託機関に指定し、利用幼児に差等教育費および満5歳児の教育費を支援（07年まで一時的に適用）
  - 育児支援施設を利用する障害児に対しては、所得水準に関係なく保育・教育費の全額を支援
  - 第2子以上がいる家庭（都市勤労世帯の月平均所得の100%以下）に対し、第2子から保育・教育費の30%を軽減
  - 一定規模(5ha)以下の農地を所有する農家の子に対する保育・教育費の支援
  - 女性農業従事者の手助けのため、保育施設を利用していない子の養育費を支援
- ・年齢による保育・教育費支援単価水準
    - ・満0歳児 350千ウォン、満1歳児 308千ウォン、満2歳児 254千ウォン、満3～5歳児 158千ウォン（06年）

## イ. 推進計画

### □満0～4歳児の差等保育・教育費の支援対象および支援比率の拡大

- ・'06年の都市勤労者世帯の月平均所得70%から、'09年に130%まで段階的に拡大
- \* 満0～4歳児の政府支援対象児童の比率：'06) 50% → '09) 80%

#### 〈差等保育・教育費支援計画〉

|    | 基準         | 児童比率 | 保育・教育費に占める政府支援額の比率* |      |      |      |      |
|----|------------|------|---------------------|------|------|------|------|
|    |            |      | '06年                | '07年 | '08年 | '09年 | '10年 |
| 1層 | 基礎生活保障受給者  | 3.5  | 100                 | 100  | 100  | 100  | 100  |
| 2層 | 次上位階層      | 11.5 | 100                 | 100  | 100  | 100  | 100  |
| 3層 | ～平均所得の50%  | 10.0 | 70                  | 80   | 80   | 80   | 80   |
| 4層 | ～平均所得の70%  | 25.0 | 40                  | 50   | 60   | 60   | 60   |
| 5層 | ～平均所得の100% | 20.0 | —                   | 20   | 30   | 30   | 30   |
| 6層 | ～平均所得の130% | 10.0 | —                   | —    | —    | 30   | 30   |

### □満5歳児の無償保育・教育費支援の拡大

- ・'09年に都市勤労者世帯の月平均所得の130%以下の世帯まで拡大
- \* 満5歳児の政府支援対象児童の比率：'06) 60% → '09) 80%

### □2子以上の世帯に対する保育・教育費支援の拡大

- ・'09年まで支援対象を都市勤労者世帯の月平均所得の130%以下の世帯まで拡大し、支援単価を引き上げ

(満5歳以下および2子以上世帯に対する保育・教育費支援計画)

| 区分               |                         | '07    | '08    | '09    | '10    |
|------------------|-------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 満5歳児<br>無償保育・教育費 | 都市勤労者世帯<br>月平均所得基準      | 100%以下 | 100%以下 | 130%以下 | 130%以下 |
|                  | 対象児童数(千名)               | 358    | 333    | 380    | 378    |
|                  | 都市勤労者世帯<br>月平均所得基準      | 100%以下 | 100%以下 | 130%以下 | 130%以下 |
| 2子以上<br>保育・教育費   | 保育・教育費に占める<br>支援額の比率(%) | 50     | 50     | 50     | 50     |
|                  | 対象児童数(千名)               | 90     | 93     | 96     | 99     |
|                  |                         |        |        |        |        |

## 2 放課後学校拡大等の私教育費負担の軽減のための支援

### ア. 現況

- ・放課後に家庭で児童を保護することが難しい家庭が多くなり、児童の学習補充に対する需要が増え、学院等の私教育機関を利用する児童が増加している実情
  - 私教育費は子育て家庭に大きな負担となり、出産中断の主要原因として作用
  - 既存の放課後活動のプログラムの内容が多様ではなく、学童の選択権も制限されており、満足度が低い実情
    - \*私設学院を利用する比率が、小学校低学年は76.6%、高学年は69.2%
- ・家庭の経済事情が思わしくなく、私教育から排除される低所得層の学生の教育機会を保障する必要がある
- ・小学生の父母の47.2%が放課後学校で子を保護してくれることを希望
  - 父母・学童の多様な需要を充足させ得るプログラムおよび運営システムが不十分
  - 農・山・漁村等の教育疎外地域では、放課後学校の運営のための別途支援が必要
  - \*小学生の31.3%が放課後教育プログラムに参加(教育部、『放課後教育活動の現況』'05.3)
- ・小・中学生に対する「サイバー家庭学習」サービスを'04年3箇市・道で試験実施後、'05年に全国に拡大して実施
- ・優秀な学習プログラムを地域、時間、場所に関係なくサイバー空間で学習できるようにして、私教育費負担を解消

### イ. 推進計画

#### □放課後学校の活性化のための制度改善および低所得層支援

- ・現在学校単位で閉鎖的に運営されている放課後学校を、開放型に転換し多様な教育機会を提供
  - 学童たちが他の学校のプログラムも自由に利用できるよう、学校間選択権を保障
  - 放課後学校を運営する施設間の競争を活性化させ、サービスの質的向上を誘導
  - 教員、外部講師、支援奉仕者等の地域社会の人的資源を最大限活用
- ・放課後学校利用料を負担するのが難しい低所得層の学童たちには、バウチャーを支給して教育機会が

ら排除されないように支援

・ 需要者中心の支援方式を導入し、学童の選択権を保障

\* 放課後学校プログラムの無償利用クーポンを支援（学童1人当たり1講座）

\* 支給対象： '07) 基礎生活受給者 → '08) 次上位階層

\* 利用プログラム： 学校プログラムはもちろん、非営利民間機関のプログラムも包含（'08）

・ 農・山・漁村地域はバウチャー主体の運営だけでは自立が難しいため、別途支援を推進

・ 多様な放課後プログラム運営モデルの支援、専門的人材の確保、車両の支援

\* '06年) 15 箇郡を選定し運営モデルを開発(120校) → '08年) 都農複合市等 139 箇市郡(1,100校)

#### □初等保育プログラム実施校の拡大

・ 放課後父母の保育負担を緩和するため、小学校低学年児童を対象とする初等保育プログラムの実施を拡大

(初等保育プログラム拡大計画)

| 区分         | '06    | '07    | '08    | '09    | '10   |
|------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 施行学校数      | 1,100  | 2,400  | 3,400  | 4,400  | 5,400 |
| (施行学校比率) * | (20.4) | (44.4) | (63.0) | (81.5) | (100) |
| 利用者(千名)    | 22     | 30     | 68     | 88     | 108   |

\* 全体学校に占める施行学校の比率(%)

#### □放課後保育・教育運営システムの連携・統合

・ 青少年委員会の放課後アカデミー、文化観光部の学校連携文化芸術教育事業、女性家族部の放課後保育等の多様な放課後プログラムの運営体系を連携・統合し、安定的なシステムを構築

・ 短期： 制度改善協議会の活用および放課後プログラムの支援、優秀事例の発掘、博覧会の開催

・ 長期： 統合的「教育安全網」の構築・運営

#### □サイバー家庭学習サービスの充実

・ サイバー家庭学習需用者の満足度を高め実質的私教育費の軽減に寄与

・ サイバー家庭学習サービスの運営のためのモデル開発、優秀事例の発掘・普及等で充実性および効率性の向上

・ 地域別に実施中のインターネット教育放送等を通じて、優秀な教育コンテンツを提供

・ 学院・課外等の私教育を代替できるよう内容と技法を補強し、私教育の軽減と地域間・階層間教育格差の解消

・ 中長期的に e-ラーニング支援体系を構築し、公教育の補完機能を強化

### 3 子育て家庭に対する租税および社会保険優遇措置の拡大

#### ア. 現況

・ '04年) 出産・養育関連所得控除を拡大したが、出産を奨励し養育費用を支援するには不十分な水準

〈出産・養育関連所得控除および非課税規模〉

| 種類           |                           | 現況                                        | (06年基準)<br>根拠 |
|--------------|---------------------------|-------------------------------------------|---------------|
| 所得<br>控<br>除 | 人的<br>控除                  | 配偶者および子1人当たり100万ウォン控除                     | 所得税法 § 50     |
|              | 追加控除                      | 6歳以下の子1人当たり100万ウォン追加控除                    | 所得税法 § 51     |
|              | 教育費                       | ・ 嬰幼兒教育費：1人当たり200万ウォンを限度                  | 所得税法 § 52     |
|              |                           | ・ 小・中・高校生教育費：1人当たり200万ウォンを限度              |               |
|              |                           | ・ 大学生教育費：1人当たり700万ウォンを限度                  |               |
|              | 特別<br>控除                  | ・ 障害者特殊教育費：全額                             |               |
|              | 医療費                       | 子の医療費のうち総支給額の3%超過金額を所得控除<br>(年500万ウォンを限度) | 所得税法 § 52     |
| 保険料          |                           | 子の保障性保険料控除(年100万ウォンを限度)                   | 所得税法 § 52     |
| 寄付金          | 児童福祉施設および母子福祉施設に寄付した寄付金控除 | 所得税法 § 52                                 |               |
| 非課税          | 出産・保育手当の月10万ウォンを限度        | 所得税法 § 12                                 |               |

- ・ 独身世帯と4人世帯間の所得税負担率の差異のOECD平均は5.5%pだが、わが国の場合1.2%pに過ぎない
- ・ 租税負担緩和等の多様な支援を通じて多身世帯の経済的負担を軽減する必要

〈世帯類型別所得税負担率の国際比較〉

| 区分     | 平均所得勤労者の所得税負担率 (%) |              | 世帯類型別差異<br>(%p) |
|--------|--------------------|--------------|-----------------|
|        | 独身者世帯              | 4人世帯 (夫婦+2子) |                 |
| 韓国     | 2.7                | 1.5          | 1.2             |
| 米国     | 15.7               | -2.8         | 18.5            |
| ドイツ    | 20.9               | 1.4          | 19.5            |
| フランス   | 15.4               | 7.9          | 7.5             |
| 日本     | 6.6                | 3.5          | 3.1             |
| OECD平均 | 15.6               | 10.1         | 5.5             |

\* 資料：OECD, 『Taxing Wages 2004/2005』, 2006

\* 所得税負担率 (%) = 所得税 / 勤労所得

- ・ 出産・養育による経済活動の断絶と子の養育費負担を軽減する次元で、社会保険に対する負担を軽減する必要
- ・ 健康保険地域加入者のうち年間所得500万ウォン以下の世帯の場合、子ども数に比例して保険料を賦課しており、多子女世帯に不利
- ・ 育児休職時に健康保険料を休職前報酬基準で賦課しており、育児休職者に経済的負担として作用
- ・ 外国の場合、出産・育児による社会的費用を認定し、一定期間年金保険料を納付したものと認定する子育てクレジット(Credit for childcare)を実施
- \* 子ども1人当たりフランス2年、ドイツ3年、スウェーデン4年、オーストリア4年の納付期間を認定

イ. 推進計画

□租税体系を改編し、子どもがいる家庭に対する優遇措置を拡大

- ・ 税収減少の影響を最小化しつつ、多身世帯に有利な中長期税制改編法案を策定



#### □健康保険料の賦課体系の改善

- ・多子世帯の健康保険料負担の軽減
  - 健康保険料賦課に必要な生活水準点数の算定時に、2子以上の世帯に不利にならないよう改善
- ・育児休職時に健康保険料を軽減し、育児休職者の経済的負担を緩和

#### □国民年金出産クレジット制度の導入

- ・2子以上の世帯に対し、一定期間年金保険料を追加納付したものと認定
  - 第2子に1年、第3子から1年6ヶ月（最長50ヶ月）付与
  - 夫婦とも国民年金加入者の場合、合意により一方の加入期間にのみ適用し、合意できない場合は双方に均分

## 4 子育て家庭に対する住居安定支援

### ア. 現況

- ・住宅問題による経済的負担は、若い夫婦に出産を忌避させる要因として作用
  - 住居費用が高いわが国の社会・経済的構造から、多子世帯ほど住居安定を得るのが難しい
- ・多子世帯優への待政策が施行されているが、実質的優遇措置として体感できるには不十分
  - 国民賃貸住宅入居者の選定時に同一順位内競争がある場合、子ども数によって加点の優遇措置を付与（05.11月）
    - \* 3子世帯に3点、2子世帯に2点を付与
- ・勤労者・庶民の専賞資金貸出の一時償還方式が、結婚予定者や新婚夫婦等の初期家庭形成期に経済的負担要因として作用

### イ. 推進計画

#### □多子世帯に対し住宅分譲関連インセンティブを付与

- ・3子以上の世帯を対象に住宅特別供給を実施（06.8月）
  - 民営住宅および公共機関が建設・供給する住宅建設量の3%の範囲内で、3子以上の無住宅世帯に対し特別供給を実施
  - 多子世帯の世帯人員の多さを勘案し、85㎡超過住宅に対しても特別供給を実施
- ・3子以上の世帯に対し、国民賃貸住宅の優先入居権を付与
  - 3子以上の世帯を含む少年少女家庭、低所得ひとり親家庭等にも国民賃貸住宅の15%の範囲内で優先入居の優遇措置を付与
- ・住宅請約制度を改変し、多子世帯に共同住宅分譲の優遇措置の付与を推進
  - 「子ども数」等を加点項目に含め、実需要者中心の住宅請約制度の改変を推進

#### □多子世帯、初期家庭形成期等の実需要層に住宅資金貸出による優遇措置を付与

- ・勤労者・庶民の住宅購入資金および生涯最初の住宅購入資金貸出の利用時に、3子以上の無住宅世帯に対し0.5%p水準の優待金利を適用

- ・勤労者・庶民の専費資金償還方式を、一時償還方式から長期分割方式に転換し、結婚予定者や新婚夫婦等の初期家庭形成期の住居安定に寄与

## 5 国内養子縁組の活性化

### ア. 現況

- ・要保護児童の規模に比べ、国内里親の実績がきわめて低調で、国外里親の比率がきわめて高い実情
  - \* 1958 年以来、全養子縁組中で国外里親が占める比率が 69.9%
  - \* '05 年の総要保護児童 (9,421 名) のうち 15.5% (1,461 名) だけが国内で養子縁組
- ・血縁を重視する保守的家族観により、養子縁組文化の発展に限界
  - ・秘密主義の養子縁組慣行、家父長的家族文化等により、1 歳以上の児童と男児の国内養子縁組が低調
    - \* 国内養子の 89% が 1 歳未満で、67% が女児 ('05 年)
- ・現実に合わない里親条件と複雑な養子縁組手続きが国内養子縁組活性化の阻害要因
  - ・里親の既存子ども数 (養子を含み 5 人) および里親と養子の年齢差 (50 歳未満) 制限等の規制過多
- ・国内養子縁組を活性化するための経済的支援が不十分
  - ・養子縁組手続きによる手数料 ('05 年、200 万ウォン水準) を里親が負担
    - \* 国内里親の 58% が月所得 340 万ウォン以下 ('04 年)
  - ・障害児の里親には養育補助金および医療費を支援しているが、一般児童の里親には支援金がない実情 ('05 年)

### イ. 推進計画

#### □養子縁組文化の発展のための意識改善事業の推進

- ・模範的な里親に対する事例広報および表彰・施賞で社会的関心を誘導
  - ・養子縁組の日(5.11)および養子縁組週間(5.11~16)行事の活性化
- ・宗教界の協力と自発的参与を誘導
- ・韓国入養広報会等の養子縁組関連民間団体に対する相談支援を通じて、国民意識を改善

#### □里親支援与件および手続き等の制度的改善の推進

- ・里親と児童の年齢差異制限与件の緩和
- ・里親の既存子ども数の制限規定の緩和
- ・養子縁組手続きおよび具備書類の簡素化

#### □養子縁組手数料の免除

- ・里親が児童養子縁組請負機関に納付する手数料を政府が負担し、児童に対する社会的責任を強化

#### □養子の無償保育・教育費支援

- ・里親の育児支援施設利用による経済的負担軽減のため、保育・教育費用を全額支援

## □養子養育手当の導入

- ・乳幼児養育費用に対する国家支援を拡大
  - ・ 支援対象：0～18 歳未満の全養子に対し普遍的支援
  - ・ 支援金額：月 10 万ウォン

## □障害児養子縁組補助金および医療費引き上げ

- ・障害児の里親に対する養育補助金および医療費支援額の段階的引き上げ

| 区分         | (障害児里親支援計画) |       |       |       |       |
|------------|-------------|-------|-------|-------|-------|
|            | '06         | '07   | '08   | '09   | '10   |
| 養育補助金 (月)  | 525         | 551   | 579   | 608   | 638   |
| 医療費支援額 (年) | 2,400       | 2,520 | 2,650 | 2,780 | 2,920 |

里親の資格基準 (入養促進および手続きに関する特例法第 5 条, 同法施行規則第 2 条)

- ①満 25 歳以上で養子との年齢差が 50 歳未満
  - ②法的に婚姻中であること. 結婚して 3 年にならない場合は不妊所見書を添付
  - ③子がないか子ども数が養子を含め 5 人以内であること
  - ④精神的, 身体的に健康な者
  - ⑤年齢と結婚期間等を考慮し経済的与件が安定的であること
  - ⑥家族構成員が養子縁組に対し同意, 特に夫婦間の合意ができていること
- ※ただし市長・郡守・区庁長, 養子縁組機関, 児童相談所長等の施行令第 2 条第 2 号各目の 1 に該当する者が, 里親となる者の家庭環境が養子を健全に養育するのに特別に適合すると認定した場合には, 養子縁組が可能である (法施行規則第 2 条但書)

## 6 子育て家庭に対する児童手当の支給

### ア. 現況

- ・低所得層のみならず, 中産層も子の養育の経済的負担で出産を忌避
  - ・ 大多数の家庭が 2 人以上の子どもを希望するが, 与件が許諾せず出産を忌避
    - \* 希望子ども数: 未婚男性 2.13 人, 未婚女性 2.07 人 (韓国保健社会研究院, 『2005 年度全国結婚および出産動向調査』, 2006)
- ・各家庭の多様な育児支援サービス利用形態にもかかわらず, 政府支援は保育施設および幼稚園利用にのみ局限され, 政府の優遇措置をまったく受けられない家庭が多数
  - ・ 育児支援施設を利用せず, 家庭内で祖父母または父母が子どもの面倒を見る家庭が多いが, これに対する養育費支援はない実情
    - \* 満 0～5 歳児全体の 47%しか保育施設および幼稚園を利用していない
- ・全児童を対象に養育費を軽減してやれる直接的・普遍的支援制度が必要
- ・既存の政策支援は父母に直接伝達されず, 政策の体感度が低く, 父母の消費者選択権も制約
- ・大多数の OECD 国家 (26 カ国: 韓国・トルコ等 4 カ国が除外) で家族と児童の貧困減少および健康

な成長環境造成のため、児童手当制度を施行中

イ. 推進計画

□児童手当制度の導入を検討

- ・子育て家庭の養育負担軽減、児童福祉の増進のため児童手当を支給
- ・保育施設および幼稚園の利用に対し政府支援以外の分類、子ども用品、父母の雇用等に幅広く使用可能な購買力を支援
- ・低出産高齢化対策連席会議の社会協約により、児童手当制度の導入を検討

〈低出産・高齢化問題解決のための社会協約（6.6.20）〉

政府は児童がいる家庭の養育費負担軽減のための児童手当制度の導入時期、法案、財源等を検討する。

## 1-2 多様で質の高い育児支援インフラの拡充

### 1 育児支援施設の拡充を通じた保育需要の充足

#### ア. 現況

- ・国公立保育施設に対する需要に比べ、施設の接近性と収容能力が不足
- ・国公立保育施設に対する父母の満足度は高いが、利用児童数は全保育施設利用児童の 11.3%に過ぎない
  - \* 保育施設満足度（4点満点）：国公立保育施設(2.89) > 民間保育施設(2.84)  
(女性家族部、『2004年度全国保育・教育実態調査』, 2005)
- ・中小都市以下の脆弱地域の国公立施設の比重が、それ以外の地域に比べて低調
- ・嬰兒の施設利用比重が低く、追加需要発生時の対応が困難
- ・満3歳以上の幼児の場合 68.9%が育児支援施設を利用しているが、満3歳未満の嬰兒の 19.6%しか施設を利用していない
- ・国公立保育施設の入所優先権で、多子世帯に対する配慮水準が低い実情
  - ・子どもが多い家庭から国公立保育施設を優先的に利用できるよう、実質的機会を提供する必要
    - \* 現行入所優先順位：基礎生活受給者、父子・母子家庭、次上位階層、障害父母、福祉施設児童、多子家庭等の順
- ・職場保育施設は05年現在、常時女性勤労者が300人以上の事業所に義務的に設置することになっているが
  - ・施設設置および保育手当支援等を通じた義務履行率は33%（義務履行対象254箇事業所中84箇所だけ履行）と低調

#### イ. 推進計画

□低出産高齢化対策連席会議の社会協約により、国公立保育施設を中長期的に利用児童対比30%水準に拡充

- ・低所得層密集地域等の脆弱地域を中心に、嬰兒保育等の不足した保育サービスを提供する国公立保育施設を新設
- ・国民賃貸住宅団地内の国公立保育施設を年次別に拡充
- ・共同住宅内義務設置保育施設を国公立として運営する法案も検討
- ・自治体の複合公共施設の新築および学校BLT事業の推進時に保育施設の設置を誘導
- ・子ども数が多いほど国公立保育施設への入所順位を上向調整

#### BLT事業

民間が資金を投資して社会基盤施設を建設(Build)した後、国家・自治体に所有権を移転(Transfer)し、国家・自治体に施設を賃貸(Lease)して、約定された賃貸料収入を通じて投資費を回収する事業方式

□ 嬰幼兒のための統合的育児支援施設の設置および支援

- ・ 小学校の遊休教室の活用度を高めるため、小学校に保育施設・幼稚園を統合設置して支援
- ・ 農漁村地域の小学校を中心に、嬰幼兒保育と放課後プログラムを連携させるモデル事業を実施

□ 職場保育施設の設置および運営支援の拡大

- ・ 職場保育施設の設置義務基準を、常時勤労者 500 人以上または常時女性勤労者 300 人以上の事業所に拡大(06)

\* 義務設置保育施設事業所数：'05) 254 箇所 → '06) 637 箇所

- ・ 職場保育義務事業所を類型別に体系化し、事業所設定に適合したサービスを提供
- ・ 職場保育施設を設置・運営する事業所に施設転換費、保育教師の人件費および教材・教具費を支援
- ・ 保育児童数不足等で保育施設を設置できない事業所に保育手当を支給し、依託保育を勧奨

〈職場保育施設支援計画〉

(単位：箇所)

|       | '06 | '07 | '08 | '09 | '10 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 施設融資  | 10  | 10  | 10  | 10  | 10  |
| 設置支援  | 40  | 40  | 40  | 40  | 40  |
| 人件費支援 | 160 | 180 | 200 | 220 | 240 |

- ・ 関係部署が合同で職場保育施設義務設置事業所に対する長期実態調査を実施し、義務履行の有無を集中管理

## 2 民間保育施設サービスの改善

### ア. 現況

- ・ 保育児童の 70% が利用する民間保育施設の保育料が低い水準で、適正なサービスの提供が難しい状態
- ・ 嬰幼兒(満 0~2 歳)の場合、保育料の上限額が標準保育費用より顕著に低く、保育自体を忌避
- \* 保育施設は価格上限制度を通じて低い保育料水準を維持

〈保育料と標準保育費用の比較('05)〉

(単位：千ウォン)

| 区分      | 満 0 歳 | 満 1 歳 | 満 2 歳 |
|---------|-------|-------|-------|
| 保育料上限額* | 350   | 350   | 288   |
| 標準保育費用  | 789   | 524   | 403   |

\* 保育料上限額は 05 年ソウル市民間保育施設受納限度額基準

#### 標準保育費用

嬰幼兒に良質の保育サービスを提供するために必要と推定される費用で、人件費・運営費・給食費等で構成される

- ・ 嬰幼兒を保育している民間施設の運営費や教材・教具費等を支援しているが、一定水準の保育サービス

を提供するには不十分

〈保育施設に対する政府支援の現況（05）〉

| 区分         | 支援項目    | 支援内容                           |
|------------|---------|--------------------------------|
| 国公立・法人保育施設 | 人件費     | 嬰兒組 80％， 幼児組 30％<br>0歳：150千ウォン |
| 民間保育施設     | 嬰兒組の運営費 | 1歳：90千ウォン<br>2歳：60千ウォン         |
|            | 教材・教具費  | 施設規模により支援                      |

イ. 推進計画

□ 嬰兒（満0～2歳）に対しては '06年から基本補助金制を導入

- ・ 良質のサービス提供のため，必要な標準保育費用と父母が負担する保育料間の差額の一部を政府が支援
- 基本補助金 = 標準保育費用 - 父母負担保育料

〈基本補助金支援（06）〉

| 区分     | (単位：千ウォン) |     |     |
|--------|-----------|-----|-----|
|        | 満0歳       | 満1歳 | 満2歳 |
| 基本補助金* | 249       | 104 | 69  |

□ 保育施設評価認定制の実施等，施設運営の透明性の向上

- ・ 保育サービスの質を高め，父母が施設を選択する際に必要な情報を提供するため，保育施設評価認定を実施
- '08年から保育施設に対する1次評価認定を施行し，向後3年毎に再認定を推進
  - \* 施設別評価認定の指標区分（21人以上：80項目，21人未満：60項目，障害児専門：85項目）
- ・ 保育施設運営の透明性向上のための法案を策定
- 公立・法人，認定規模以上の民間施設に「保育施設運営委員会」の設置を義務化
- 自治体別に「父母モニタリング団」を構成し，「保育施設利用不便申告センター」の運営等を通じて施設運営の透明性を向上

### 3 需要者中心の多様な育児支援サービスの拡大

ア. 現況

- ・ 父母の育児サービス需要に適合する多様な育児支援サービスの提供が不足
- 大部分の保育施設は午後7時30分に終了しており，運営時間を延長する施設は全体の4%に過ぎない（'05年，1,176箇所）
- 終日制幼稚園の場合，'01年12.7%，'03年34.3%から'05年の62.5%水準まで持続的に増加しているが，需要充足には不十分
- 一時的に子どもを預けられる時間制保育施設が不足

- \* 未就学児童をもつ父母の63.4%が時間制保育を希望（女性家族部、『2004年度全国保育・教育実態調査』）
- ・大規模公演場等の文化芸術施設に育児支援施設が設置されておらず、嬰幼兒をもつ父母の文化活動の機会を制約

#### イ. 推進計画

##### □時間延長型保育サービスおよび時間制保育サービス支援の拡大

- ・夜間保育のための保育教師を毎年1千名増員し、人件費を支援
  - \* 人件費支援対象：'06)3千名 → '07)4千名 → '08)5千名 → '09)6千名 → '10)7千名
- ・時間制保育施設の拡充および支援

##### □終日制運営幼稚園を'05年の62.5%から、'10年までに全幼稚園（100%）に拡大

- ・補助教師の人件費および施設環境改善費を支援

##### □文化施設内への育児施設の設置・運営支援の拡大

- ・文芸会館等の国公立公演場からまず支援
  - \* '07年から毎年20箇所ずつ増設し、保育プログラムを支援



## 1-3 妊娠・出産に対する支援の拡大

### 1 母性・嬰幼兒の健康管理の体系化

#### ア. 現況

##### □現況

- ・満6歳未満児童の入院時に、健康保険の本人負担金の免除（05.12月）等の嬰幼兒健康支援政策によって父母の医療費負担を軽減しているが、妊娠・出産以後の母性・嬰幼兒に対する総合的健康管理体制が不十分
- ・成長段階別の健康・栄養管理等の必要なサービスと情報が、適宜に提供されずにいる実情
- ・母性・嬰幼兒の健康水準、嬰兒死亡率\*等の母子保健指標の正確な算出が難しい
  - \* 嬰兒死亡率：該年度の出生1,000人当たりの満1歳未満嬰兒の死亡児数
- ・国家必須予防接種の支援範囲を拡大する必要
  - ・保健所で無償で国家必須予防接種サービスを提供しているが、予防接種率がまだ低い実情
  - ・病院・医院での予防接種費の財政支援(05)、および保健所での予防接種拡大事業を試験実施(06)
    - \* 予防接種率：'05) 70～80%、適正予防接種率：95%以上
- ・未熟児・先天性異常児に対する治療費支援と嬰幼兒健康検診支援が行われているが、嬰幼兒の健康管理のための需要拡大に対応するには不足な実情
- ・低所得層の妊産婦・嬰幼兒に栄養教育および補充栄養食品を提供するため、補充栄養管理事業を施行（05年3箇所保健所でモデル事業）
- ・母乳授乳率が外国に比べ低く、嬰幼兒および産母の長期的健康に否定的影響が憂慮される
  - \* 生後1年間の母乳授乳率：韓国（16.5%）、日本（45%）、米国（52%）

□人工妊娠中絶は社会的・倫理的問題とともに、後天的不妊等の母性の健康にも深刻な影響を招来することから、予防対策づくりが必要

#### イ. 推進計画

##### □新生児の体系的な健康管理のための基盤構築

- ・新生児の出生時から電算網を活用した健康情報管理体系を構築
- ・医療機関・保健所・市・郡・区（出生申告）間の連携を通じて、新生児と産母が適宜に必要な保健医療サービスを受けられるように制度を整備
  - \* 医療機関が電算網を通じて保健所に直接出生関連健康情報を提供
  - \* 保健所は出産家庭に電話・訪問相談等を通じて、必要なサービスを適宜に提供
- ・「保健医療情報化」事業に「新生児登録電算網構築事業」を包含させ推進
- ・事業の妥当性を調査後、母子保健法等の関連法令を改定し、モデル事業を実施
- ・対象者の情報公開による個人情報保護装置を工夫

- ・標準母子保健手帳の活用度向上法案を策定
  - ・妊産婦の産前後管理，嬰幼兒の健康管理，および予防接種・検診結果等の体系的管理
  - ・標準母子保健手帳モデル事業の実施・広報

□出産・育児関連情報と信頼性がある相談サービスの提供

- ・妊娠・出産ポータルサイトである「アギサラン」(www.aga-love.org)を通じて，妊産婦等の可妊期女性が必要とする妊娠・出産および育児関連情報を提供
  - ・対象者特性別の関心分野に対するコンテンツを開発し，1対1のインターネット相談・電話相談を並行実施

□女性生殖健康増進プログラムの推進

- ・可妊期女性の生殖系統の健康増進と人工妊娠中絶，自然流産等の妊娠消耗を最小化するため，事前予防次元の生殖健康(reproductive health)プログラムを開発・支援
  - ・自治体・健康福祉公団等と連携し，保健所・事業所等でプログラムを実施
    - \* 流死産率(女性1千名当たり)：'03) 0.27 → '09) 0.25 → '10) 0.20

□国家必須予防接種事業の拡大推進

- ・モデル事業結果を評価し，無償予防接種を病院・医院で実施する法案，または保健所で脆弱階層の予防接種を拡大する法案を検討・推進

□母性・嬰幼兒の健康管理・栄養管理への支援の拡大

- ・未熟児・先天性異常児への支援拡大
  - ・出生時体重別，妊娠期間別未熟児の医療費差等支援対象を，都市勤労者平均所得の130%以下の世帯まで拡大し，支援水準を引き上げ('06)
    - \* 資金額：'05) 200～700万ウォン → '06) 300～700万ウォン
  - ・先天性異常児の医療費の支援対象を，都市勤労者平均所得の130%以下の世帯まで拡大し，支援水準を引き上げ('06)
    - \* 資金額：'05) 200万ウォン → '06) 300万ウォン
  - ・第三子以上の出生児が未熟児・先天性異常児の場合，所得水準に関係なく医療費を支援
- ・嬰幼兒健康検診への支援拡大
  - ・新生児の障害予防のための先天性胎児異常検査の種目を拡大
    - \* '06) 6種 → '08) 43種
  - ・全妊産婦・嬰幼兒健康検診対象者を毎年5%pずつ拡大
    - \* '06) 10% → '10) 30%
  - ・嬰幼兒の成長・発達スクリーニング等，女性と子どもの健康増進事業を施行する保健所を漸進的に拡大
    - \* '06) 170箇所 → '08) 200箇所 → '09) 246箇所
  - ・新生児に対する難聴の早期診断で，言語発達障害を予防('07年にモデル事業を実施後，年次的に拡大)

- ・脆弱階層の妊娠・出産、および授乳期の女性と嬰幼兒の栄養管理のため、保健所の補充栄養管理事業を拡大
  - ・ 補充栄養食品の家庭配達、個人相談や団体栄養教育、長期的な栄養評価等を通じて、体系的な栄養・健康管理サービスを提供
- ・ 新生児の栄養・健康増進のため、民間団体・医療機関・産後処理院等と連携し、母乳授乳キャンペーンを展開
  - ・ 職場・公共施設への母乳授乳室・搾乳室の設置を支援
  - ・ 円滑な母乳授乳のため、出産後30分～1時間内に初授乳を始めるよう、産婦人科での母子同室を拡大し、保健所での母乳授乳クリニック運営を支援
  - ・ 保健医療院を対象とする母乳授乳専門教育や、放送媒体を通じた対国民広報を強化
  - ・ 母乳授乳を拡大するため母乳銀行の設立を推進

〈母乳授乳率の向上〉

|          |       | (単位：%) |     |
|----------|-------|--------|-----|
| 区分       |       | '03    | '07 |
| 産後1ヶ月以内  | 混合授乳率 | 17.7   | 5   |
|          | 母乳授乳率 | 45.6   | 60  |
| 産後6ヶ月以内  | 母乳授乳率 | 25.3   | 50  |
| 産後12ヶ月以内 | 母乳授乳率 | 16.3   | 40  |

- ・ 不適切な人工妊娠中絶の予防により母性健康を保護
  - ・ 宗教界・女性界等の社会団体と連携し、社会的認識改善運動を展開
  - ・ 不法人工妊娠中絶を防止するため、医療界との協力を強化

## 2 不妊夫婦の支援

### ア. 現況

- ・ 晩婚・高齢妊娠・ストレス等により、可妊期女性の不妊が増加
  - \* 不妊夫婦は有配偶可妊女性（15～44歳）の13.5%（韓国保健社会研究院，2003）
  - \* 不妊診断：'02) 96千名 → '03) 117千名 → '04) 130千名（国民健康保険公団，2005）
- ・ 不妊治療を希望する夫婦に、人工授精・試験管ベビー施術・男性不妊治療の費用が経済的に負担
- ・ 不妊解消のための補助生殖術施術関連の国家支援はなく、健康保険も不妊診断検査等に制限的に適用
  - \* 試験管ベビー施術1回平均300万ウォン所要

### イ. 推進計画

#### □試験管ベビー等の不妊施術費用の支援

- ・ 試験管ベビー施術費用の一部('06)および男性不妊治療費の本人負担金('07)を支援
  - ・ '06) 都市勤労者世帯の平均所得の130%以下の世帯 → '07) 150%以下の世帯
  - ・ 人工授精施術費用の支援('08)

|      |          | 〈不妊夫婦支援計画〉             |     |                        |     |                     |
|------|----------|------------------------|-----|------------------------|-----|---------------------|
| 区分   |          | '06                    | '07 | '08                    | '09 | '10                 |
| 支援対象 | (千名)     | 16                     | 25  | 45                     | 49  | 54                  |
| 支援水準 | 試験管ベビー施術 | 1回に150万ウォンずつ<br>2回まで支援 |     | 1回に200万ウォンずつ<br>3回まで支援 |     |                     |
|      | 人工授精     | —                      |     | 1回に50万ウォンずつ<br>3回まで支援  |     |                     |
|      | 男性不妊治療   | —                      |     | 1人当たり60万<br>ウォンずつ支援    |     | 1人当たり70万<br>ウォンずつ支援 |
|      |          |                        |     |                        |     |                     |

### 3 産母介護士の支援

#### ア. 現況

- ・核家族化の趨勢等により、出産時に産後処理と新生児の世話に対する家族内支援と件が弱体化し、産後処理院・産母介護士等を利用する産母が増加
- ・低所得層は費用負担により民間産後処理サービスを十分に受けられずにいる実情
  - \* 産後処理サービス利用費用(2週基準)：産後処理院1～2百万ウォン、産母介護士1百万ウォン水準
  - \* 基礎生活保障受給者には産後処理のための解産給与50万ウォンを支給('06)
- ・低所得層の産母の健康回復と初期育児負担を緩和できる制度が必要

#### イ. 推進計画

##### □産母介護士サービスの提供

- ・基礎生活保障受給者の解産給与と同じ優遇措置を、次上位階層の産母に付与
- ・低所得層の産母家庭に産母介護士を派遣し、産後処理および新生児育児を支援
  - ・支援基準：'06) 最低生計費の130%以下の世帯 → '08) 150%以下の世帯
    - \* 基礎生活保障受給者は解産給与を受けることから除外
    - \* 支援方式：産母にバウチャーを支給
- ・民間企業の参与を誘導し、支援拡大を推進

|      |        | 〈産母介護士支援計画〉 |      |      |      |      |
|------|--------|-------------|------|------|------|------|
| 年度   |        | '06年        | '07年 | '08年 | '09年 | '10年 |
| 支援対象 | (千名)   | 13          | 13   | 22   | 39   | 60   |
| 支援単価 | (万ウォン) | 40          | 50   | 60   | 60   | 70   |